

「資料」 アンケート調査票と集計結果

単純集計結果
単位 (%)

男女共同参画社会づくりのための県民意識調査

調査ご協力のお願い

日頃から、県政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

宮崎県では、平成15年3月に制定した「宮崎県男女共同参画推進条例」や平成19年3月に策定した「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進しているところです。

このたび、県民の皆様の男女共同参画に関するお考えやご意見を今後の施策に反映させるため、「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を行うこととしました。

調査を行うにあたり、県内にお住まいの20歳以上の方3,000名（男女各1,500名）を無作為に抽出した結果、そのお一人としてあなた様にアンケートの回答をお願いいたします。

この調査のご回答は無記名でお願いしますので、調査の過程や調査結果の公表にあたり、お名前や回答内容が外部に漏れるなど、ご迷惑をおかけすることは絶対にございませぬ。どうぞ日頃のお考えを率直にお答えくださいますようお願いいたします。

ご多忙のところお手数をおかけいたしまして大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年7月

宮崎県知事 東国原 英夫

ご記入に際してのお願い

- 1 アンケートは、封筒の宛名の方ご本人がご回答ください。
ご本人によるご回答が困難な方は、ご家族などのご協力によりご回答ください。
- 2 ご回答は、この調査票に、黒色のボールペンや鉛筆で直接ご記入ください。
- 3 選択肢がある場合は、番号を○印で囲んでください。
- 4 設問によってご回答いただく方が限られる場合がございますので、説明にしたがってご回答ください。
- 5 ご記入いただきました調査票は、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、8月23日（月）までにポストにご投函ください。（切手は不要です。）
- 6 この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

宮崎県 生活・協働・男女参画課 男女共同参画推進担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7040 FAX：0985-20-2221
メールアドレス：seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

男女とも輝(きわ)めいてこそ明るい社会

宮崎県男女共同参画
シンボルマーク

※ここで表示している単純集計結果は、すべて無回答を含む全回答者を集計母数としています（回答者限定の問いを除く）。よって、本編中において前回調査との比較のために集計母数から無回答を除いて分析をしている問いにおいては数値が異なっています。

はじめに、お答えいただいた回答を統計的に分析するため、
あなたとあなたのご家族についておたずねします。

(1) あなたの性別をお聞かせください。 (○は1つだけ)

54.3 女性	43.6 男性
---------	---------

2.1 無回答

(2) あなたの年齢は次のどれにあたりますか。 (○は1つだけ)

8.3 20～29歳	11.5 30～39歳	13.6 40～49歳
22.7 50～59歳	21.1 60～69歳	20.9 70歳以上

1.9 無回答

(3) あなたの職業についてお尋ねします。 (○は1つだけ)

9.4 自営業主	4.0 家族従業者	4.4 会社などの役員
26.6 常勤(フルタイム)	12.9 パートタイム(パート、アルバイト、嘱託その他)	
1.2 学生	12.8 家事専業	25.8 無職
0.8 その他()		

2.2 無回答

(4) あなたは結婚されていますか。(結婚には、入籍していない事実婚も含みます。) (○は1つだけ)

33.3 結婚している(夫婦とも就業している)	17.2 結婚している(夫のみ就業している)
4.7 結婚している(妻のみ就業している)	16.5 結婚している(夫婦とも就業していない)
12.3 離別・死別した	14.0 結婚していない

2.1 無回答

(5) あなたのご家族の構成は次のどれにあてはまりますか。 (○は1つだけ)

10.6 単身(一人世帯)	29.4 夫婦のみ
12.5 二世帯世帯(自分と親)	29.9 二世帯世帯(自分と子ども)
4.7 三世帯世帯(自分と子どもと孫)	7.3 三世帯世帯(親と自分と子ども)
0.9 三世帯世帯(祖父母と親と自分)	2.2 その他(具体的に)

2.5 無回答

(6) あなたはどちらにお住まいですか。 (○は1つだけ)

35.3 宮崎市	13.8 都城市	11.9 延岡市	5.0 日南市
4.8 小林市	4.6 日向市	1.8 串間市	2.5 西都市
2.1 えびの市	1.6 三股町	0.9 高原町	1.9 国富町
0.6 綾町	2.1 高鍋町	1.6 新富町	0.2 西米良村
0.6 木城町	1.2 川南町	1.0 都農町	1.7 門川町
0.1 諸塚村	0.6 椎葉村	0.8 美郷町	1.4 高千穂町
0.5 日之影町	0.4 五ヶ瀬町		

1.2 無回答

1 男女平等意識について

(1) 男女の平等感

あなたは、次の①～⑧にあげるような分野で、男女は平等になっていると思いますか。

(○はそれぞれ1つずつ)	男性優 の遇 方さ がれ 非て 常い にる	ど ち男優 ら性遇 かのさ と方れ いがて えい ばる	平 等 で あ る	ど ち女優 ら性遇 かのさ と方れ いがて えい ばる	女 性優 の遇 方さ がれ 非て 常い にる	ど ち ら と も い え な い	無 回 答
①家庭生活の場で	9.1	37.5	35.3	4.3	1.0	9.9	2.9
②職場で	11.6	36.0	26.0	4.5	1.2	12.5	8.1
③学校教育の場で	1.4	12.6	52.4	3.3	0.5	19.5	10.3
④地域社会（町内会、自治会など）で	7.2	32.7	33.3	4.8	0.9	15.0	6.1
⑤政治の場で	19.9	39.2	20.8	1.5	0.5	12.0	6.1
⑥法律や制度の上で	8.3	26.7	33.8	6.0	1.3	16.6	7.3
⑦社会通念・慣習・しきたりなどでは	20.0	49.4	12.4	2.1	0.3	10.0	5.6
⑧社会全体では	10.5	49.4	16.9	3.2	0.6	13.8	5.6

(2) 男女平等になるために重要なこと

今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、最も重要と思われることは何でしょうか。

(○は1つだけ)

16.1 法律や制度の面で見直しを行い、男女差別につながるものを改める	
27.0 女性を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める	
20.0 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る	
20.3 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る	
11.1 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実させる	
2.9 その他（具体的に)	

2.5 無回答

(3) 男女の役割分担意識についての考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

(○は1つだけ)

6.6 賛成	24.2 どちらかといえば賛成
21.1 どちらかといえば反対	17.1 反対
30.2 どちらともいえない	

0.8 無回答

2 家庭生活及び結婚・家庭観について

<現在結婚されている方（事実婚の方もお答えください）におたずねします。>

→それ以外の方は、問（5）へお進みください。

（4）家庭生活での夫婦の役割分担状況

あなたのご家庭では、次の①～⑨にあげるような家庭内の仕事を、主にどなたがしていますか。

※育児や子どもの教育、親の介護等については、現在該当しなくても過去にご経験があればそれをもとにお答えください。

(○はそれぞれ1つずつ)	主に妻が行っている	主に夫が担当している	同程度分担している	主に妻が担当している	主に夫が行っている	主に行うとが妻以外	現在対も象過が去いもない	無回答
①家計を支える（生活費を稼ぐ）	5.1	3.4	18.8	33.2	34.1	0.8		4.7
②掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする	59.8	25.6	9.7	1.3	0.8	0.0		2.8
③日々の家計の管理をする	64.9	12.1	9.1	4.7	4.7	0.0		4.6
④育児、子どものしつけをする	27.9	28.7	24.1	2.2	0.9	0.4	8.3	7.4
⑤学校の行事に参加する	38.1	21.9	15.4	3.3	2.1	0.2	10.3	8.7
⑥地域の行事に参加する	21.9	16.8	25.3	14.4	13.3	1.0		7.3
⑦親の世話・介護をする	23.1	18.3	20.4	3.4	2.3	1.9	21.4	9.1
⑧高額の商品や土地・家屋の購入を決める	3.6	4.0	37.2	17.6	29.9	0.6		7.2
⑨家庭の問題における最終的な決定をする	5.9	3.6	34.3	20.5	30.7	0.3		4.7

<すべての方におたずねします。>

(5) 理想とする家庭生活での夫婦の役割分担

それでは、理想としては、どのように分担するのがよいとお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)	主に妻が行う	主に夫分妻が担が一す行部るいを	同程度分担する	主に妻分夫が担が一す行部るいを	主に夫が行う	無回答
①家計を支える(生活費を稼ぐ)	2.0	2.6	27.2	41.9	19.9	6.4
②掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする	18.2	41.2	33.9	0.6	0.4	5.6
③日々の家計の管理をする	34.3	27.8	27.2	2.5	1.6	6.7
④育児、子どものしつけをする	6.3	18.4	62.8	2.1	0.5	9.9
⑤学校の行事に参加する	6.8	17.5	62.5	2.4	1.0	9.9
⑥地域の行事に参加する	2.9	8.0	64.4	12.1	4.1	8.5
⑦親の世話・介護をする	4.5	16.9	66.2	1.4	0.6	10.5
⑧高額の商品や土地・家屋の購入を決める	1.0	2.3	57.0	19.2	13.4	7.2
⑨家庭の問題における最終的な決定をする	1.2	1.3	54.3	18.4	18.1	6.8

(6) 子どものしつけや教育について

あなたは次の①～④にあげるような子どものしつけや教育について、どのようにお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)	賛成	どちらかえとば賛成	どちらかえとば反対	反対	どちらともえない	無回答
①女の子も男の子も同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ	71.9	17.7	1.4	0.6	4.1	4.2
②男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせるほうがよい	70.2	22.4	1.2	0.5	1.9	3.7
③男女にはそれぞれの役割があるので、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたほうがよい	25.2	29.4	11.0	9.9	20.3	4.1
④男の子は理科系、女の子は文科系に進んだほうがよい	1.6	3.7	7.2	38.6	44.5	4.5

(7) 結婚・家庭観

結婚、家庭、離婚について、あなたの御意見をお伺いします。

次の①～③にあげるような考え方について、どのようにお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)	賛成	どちら らい かえ とば 賛成	ど ち らい かえ とば 反対	反 対	ど ち ら とい もえ ない	無回答
①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	34.1	15.1	18.4	12.3	16.5	3.6
②結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	21.2	12.5	21.4	19.3	21.2	4.3
③結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	15.4	14.3	21.5	15.4	29.1	4.3

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

(8) 仕事と生活のバランスの希望

仕事と家庭生活または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。

(○は1つだけ)

3.3 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する
53.3 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
25.9 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる
5.3 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる
1.2 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する
7.1 わからない

4.0 無回答

(9) 仕事と生活のバランスの現状

現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。

(○は1つだけ)

12.8 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念している
41.1 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている
18.1 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させている
4.7 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させている
6.5 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念している
11.5 わからない

5.4 無回答

(10) 仕事と生活の調和のために必要なこと

一般に、男女が共に仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

27.4	給与等の男女間格差の解消
27.0	労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及
44.6	育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備（代替要員の確保など）
36.4	育児や介護のために退職した職員の復職又は再就職が可能となるような制度の導入
22.8	柔軟な勤務制度の導入（在宅勤務やフレックスタイム制度など）
20.1	金銭面での支援の充実（出産一時金や育児休業・介護休業中の手当の増額など）
36.0	保育・介護サービスの向上（保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長など）
20.3	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の解消
10.7	家庭や学校における男女平等教育
2.2	その他（ ）

4.7 無回答

4 就業について

<現在働いている方におたずねします。>

(11) 職場での男女差

あなたの職場では、次の①～⑦にあげるような分野で、性別によって差があると思いますか。

(〇はそれぞれ1つずつ)	男性優 の遇 方さ がれ 非て 常い にる	ど ち男優 ら性遇 かのさ と方れ いがて えい ばる	平 等 で あ る	ど ち女優 ら性遇 かのさ と方れ いがて えい ばる	女 性優 の遇 方さ がれ 非て 常い にる	ど ち ら と も い え な い	無 回 答
①募集・採用	9.2	19.2	38.5	4.4	1.9	15.0	11.8
②賃金	14.8	24.8	35.0	0.5	0.1	13.2	11.5
③仕事の内容	7.7	19.1	34.6	8.5	2.2	16.2	11.8
④昇進・昇格	16.0	26.3	25.8	0.8	0.1	17.7	13.2
⑤能力評価（業績評価・人事考課など）	10.3	23.0	34.8	0.7	0.1	18.8	12.2
⑥研修の機会や内容	6.4	17.6	46.4	1.1	0.1	16.2	12.2
⑦育児・介護休暇など休暇の取得しやすさ	0.7	1.6	21.0	25.4	13.0	26.1	12.2

<すべての方におたずねします。>

(12) 女性の就業についての意識

一般的に、女性の就業について、あなたはどのような考えをお持ちですか。

(○は1つだけ)

- 0.9 女性は仕事をもたない方がよい
- 5.1 結婚するまでは、仕事をもつ方がよい
- 6.0 子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい
- 31.2 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい
- 46.9 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 4.9 その他 (具体的に)

5.0 無回答

(13) 女性の就業継続について

女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。

(○は3つまで)

- 15.6 賃金の男女格差を改める
- 8.4 昇進・昇格の男女格差を改める
- 49.2 残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない
- 62.5 育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する
- 28.6 男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする
- 65.2 結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する
- 2.7 その他 (具体的に)

6.1 無回答

(14) 男性の育児休業取得について

平成20年度の男性の育児休業取得率は1.23パーセント(厚生労働省:平成20年度雇用均等基本調査)と低い水準になっています。男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思いますか。

(○は2つまで)

- 15.2 周囲に取った男性がいないから
- 50.4 職場に取りやすい雰囲気がないから
- 15.4 仕事が忙しいから
- 38.5 取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから
- 15.0 人事評価や昇給に影響があるから
- 26.1 休業補償が十分でないので経済的に困るから
- 8.0 育児・介護は女性のほうが向いているので、男性が取る必要はないから
- 2.5 その他 (具体的に)

6.8 無回答

5 地域活動について

(15) 地域活動への参加

あなたは次のような活動をしていますか。

(〇はいくつでも)

- 2.1 県・市町村の審議会・委員会
- 37.2 町内会・自治会等の活動
- 13.5 PTA活動
- 9.5 こども会などの青少年育成活動
- 9.3 青年団体・女性団体・老人団体等の活動
- 1.3 消費者団体・生活協同組合等の消費者活動
- 6.1 NPOやボランティアなどの市民活動
- 4.5 その他の社会活動（具体的に：)
- 40.3 参加していない

6.5 無回答

(16) 地域社会での慣習等

あなたの地域では次のようなことがありますか。

(〇はいくつでも)

- 39.4 役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする
- 27.4 集会などにおいては、男性が上座に座る
- 31.7 祭りや葬儀などは男性が取り仕切る
- 16.2 清掃、草刈りなどの地域の作業には女性が主に参加する
- 61.5 集会でのお茶くみ、調理等は女性がする
- 5.3 その他（具体的に)

14.5 無回答

6 政策決定への参画について

(17) 政策の企画・方針決定に関する意識

近年、女性の社会進出は進みつつあるものの、町内会や自治会の長、審議会委員や議員等にはまだ女性が少ないのが現状です。このような政治や行政における政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。

(〇は3つ)

- 50.8 男性優位の組織運営
- 27.3 家族の支援・協力が得られない
- 25.5 女性の能力開発の機会が不十分
- 20.8 女性の活動を支援するネットワークの不足
- 27.0 家庭、職場、地域における性別役割分担や性差別の意識
- 44.9 女性の側の積極性が十分でない
- 49.1 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
- 2.9 その他（具体的に)

4.9 無回答

(18) 女性の社会進出のために必要な措置

女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくために、どのような措置をとるのがよいと思いますか。

(○は3つ)

16.1	政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
17.8	国や地方自治体の審議会・委員会の委員などに女性を優先的に任命する
16.6	国や地方自治体が、公共事業の発注にあたって女性を積極的に活用する企業などを優遇する
25.0	国や地方自治体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする
25.7	国や地方自治体が、職員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制（クォータ）を設けるようにする
45.8	国や地方自治体が自主的に、女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の進出を促す計画を策定する
15.7	企業が、社員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制（クォータ）を設けるようにする
47.2	企業などが自主的に、女性社員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する
10.8	理工系などの女性の少ない大学の学部への進学を促すため、啓発や情報提供などの支援を行う
12.4	女性の起業家に対し融資などの支援を行う
5.3	その他（ ）

8.1 無回答

7 人権への配慮について

(19) 女性の人権についての意識

あなたは、次の①～⑨にあげる事柄について、女性の人権が尊重されていないと感じますか。

(○はそれぞれ1つずつ)	人権さがれ感 尊てじ 重いる ない	ど ち ら い と え も な い	そ う は 感 じ な い	無 回 答
①「女社長」、「未亡人」のように女性にだけ用いられる言葉	18.1	37.1	36.3	8.6
②女性の容ぼうを競うミス・コンテスト	9.2	36.3	44.9	9.6
③女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を内容に関係なく使用した広告など	22.6	40.2	27.2	10.0
④女性のヌード写真などを掲載した雑誌	26.4	39.9	23.9	9.8
⑤職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	70.2	14.6	6.2	9.1
⑥家庭内での夫から妻への暴力(酒に酔ってなぐるなど)	73.6	12.4	4.6	9.4
⑦女性に対するストーカー(つきまとい行為)	70.9	15.7	3.9	9.5
⑧痴漢行為	74.9	12.2	3.3	9.5
⑨買春	66.7	17.9	5.9	9.5

(20) 配偶者等からの暴力に対する意識

あなたは、あなたの夫や妻又は恋人が、次の①～⑩のようなことをした場合、それを暴力だと思いますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

(○はそれぞれ1つずつ)	ど ん暴 とな 力思 場 に う 合 あ も た る	暴 力 そ 場 の う 合 場 で が 合 な あ と い る	暴 力 と は あ 思 た わ る な い	無 回 答
①大声でどなる	19.2	58.1	13.8	9.0
②「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性(かいしょう)なし」という	53.7	29.4	7.9	9.1
③交友関係や電話を細かく監視する	37.1	37.6	15.9	9.4
④生活費を渡さない	63.2	20.1	7.2	9.5
⑤何でも勝手に決め、命令する	55.8	27.4	7.9	8.9
⑥何を言っても無視し続ける	60.4	21.3	8.8	9.5
⑦見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	61.7	20.0	8.8	9.5
⑧いやがっているのに性的行為を強要する	71.0	16.0	3.6	9.4
⑨医師の治療が必要とならない程度の暴行をする	81.0	8.0	1.7	9.3
⑩医師の治療が必要となる程度の暴行をする	88.2	1.8	1.0	8.9
⑪命の危険を感じるくらいの暴行をする	89.3	0.9	0.9	8.9

(21) 配偶者等からの暴力を受けた経験

あなたは、あなたの夫や妻又は恋人から、次のようなことをされたことがありますか。

(○はいくつでも)

23.1 大声でどなられる	
8.0 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性(かいしょう)なし」といわれる	
5.8 交友関係や電話を細かく監視される	
3.3 生活費を渡されない	
5.4 何でも勝手に決められ、命令される	
4.9 何を言っても無視され続ける	
1.0 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	
5.1 いやがっているのに性的行為を強要される	
4.7 医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける	
1.0 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける	
0.8 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける	
1.7 その他(具体的に)	
54.0 1～12のような経験は全くない	

14.2 無回答

<問 (21) で1~12 とお答えの方におたずねします。>

→それ以外の方は、問 (24) へお進みください。

(22) 配偶者等からの暴力を受けた時の相談先

あなたは、問 (21) であげたような夫や妻又は恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(〇はいくつでも)

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 1.8 | 警察に連絡・相談した |
| 1.5 | 人権擁護委員に相談した (法務局、地方法務局の人権相談窓口を含む) |
| 1.3 | 女性相談所、女性相談員に相談した |
| 1.3 | 男女共同参画センター相談員に相談した |
| 1.3 | その他の公的な機関に相談した |
| 0.8 | 民間の機関 (弁護士会、民間シェルターなど) に相談した |
| 1.5 | 医師に相談した |
| 17.0 | 家族に相談した |
| 30.3 | 友人・知人に相談した |
| 48.6 | どこ (だれ) にも相談しなかった |
| 2.5 | その他 (具体的に) |

9.0 無回答

<問 (22) で10 とお答えの方におたずねします。>

→それ以外の方は、問 (24) へお進みください。

(23) 配偶者等から暴力を受けたときに相談しなかった理由

どこ (誰) にも相談しなかったのは、なぜですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|------|---|
| 7.0 | どこ (だれ) に相談してよいかわからなかったから |
| 12.1 | 恥ずかしくてだれにもいえなかったから |
| 20.1 | 相談してもむだだと思ったから |
| 3.0 | 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから |
| 2.0 | 担当者の言動により不快な思いをすと思ったから |
| 21.6 | 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから |
| 6.0 | 世間体が悪いから |
| 7.0 | 他人を巻き込みたくなかったから |
| 2.0 | そのことについて思い出したくなかったから |
| 23.6 | 自分にも悪いところがあると思ったから |
| 47.2 | 相談するほどのことでもないと思ったから |
| 2.5 | その他 (具体的に) |

8.5 無回答

<すべての方におたずねします。>

(24) 配偶者等に対して暴力を行った経験

あなたは、あなたの夫や妻又は恋人に対して、次のようなことを行ったことがありますか。

(○はいくつでも)

- | | |
|------|------------------------------------|
| 23.3 | 大声でどなる |
| 2.5 | 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性（かいしょう）なし」という |
| 1.3 | 交友関係や電話を細かく監視する |
| 1.1 | 生活費を渡さない |
| 1.1 | 何でも勝手に決め、命令する |
| 4.5 | 何を言っても無視し続ける |
| 0.2 | 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる |
| 2.1 | いやがっているのに性的行為を強要する |
| 2.3 | 医師の治療が必要とならない程度の暴行を行う |
| 0.2 | 医師の治療が必要となる程度の暴行を行う |
| 0.1 | 相手が命の危険を感じるくらいの暴行を行う |
| 1.1 | その他（具体的に) |
| 54.8 | 1～12のような経験は全くない |

16.3 無回答

(25) メディアにおける性・暴力表現についての意識

テレビ、新聞、雑誌等のメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。

(○はいくつでも)

- | | |
|------|------------------------------------|
| 30.9 | 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ |
| 41.8 | 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている |
| 33.7 | 女性に対する犯罪を助長するおそれがある |
| 52.9 | そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない |
| 17.3 | 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている |
| 2.5 | その他（具体的に) |
| 10.5 | 特に問題はない |

9.8 無回答

(26) 女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこと

女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために、特にどのようなことが大事だと思いますか。

(○は3つまで)

- | | |
|------|--------------------------------|
| 43.7 | 女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する |
| 48.2 | 女性の医師が診療を行う「女性専用外来」を充実させる |
| 21.8 | 女性特有の病気や性感染症に対する理解を広げるための広報を行う |
| 36.1 | 学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う |
| 23.1 | 学校教育や地域社会で、薬物乱用防止の教育を行う |
| 20.8 | 女性が性生活について、主体的・総合的に判断する力をつける |
| 9.9 | 不妊に関する専門の相談体制を充実させる |
| 24.9 | ライフステージに応じた健康づくりの講習を行う |
| 2.3 | その他（具体的に) |

7.6 無回答

8 男女共同参画センターについて

(27) 宮崎県男女共同参画センターの認知度

県では、男女共同参画社会づくりの拠点として「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、次のような事業を行っています。

- 所在地：宮崎市宮田町3番46号（県庁9号館1階）
- ① 情報提供事業～図書・ビデオ・啓発資料などの閲覧、貸出
 - ② 啓発事業～広報啓発誌などの発行、男女共同参画講座の開催
 - ③ 相談事業～電話相談・面接相談
 - ④ 交流事業～女性団体代表者交流会、交流・学習活動の支援

あなたは、上記の事業についてどの程度ご存じですか。1つ選んで番号に○をつけてください。

(○は1つだけ)

0.9	内容まで詳しく知っている	8.5	おおよそ知っている
38.2	名前は聞いたことがあるが内容は知らない	45.7	知らない
6.7 無回答			

(28) 男女共同参画センターの利用の有無等

実際に宮崎県男女共同参画センターを利用したことがありますか。

(○は1つだけ)

0.6	2度以上利用したことがある	4.4	1度だけ利用したことがある
2.3	利用しようとしたがやめた（理由：_____）		
51.9	利用したいとは思わない（理由：_____）		
40.8 無回答			

(29) 男女共同参画センターに期待すること

あなたが男女共同参画センターに必要だと思う、または期待する機能は何ですか。

(○はいくつでも)

23.5	男女共同参画に関する幅広い情報、書籍、資料等の収集と提供
19.3	男女共同参画を推進するための広報啓発誌等の作成と配布
20.4	男女共同参画に関する講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催
8.7	男女共同参画に関する調査・研究の実施
23.7	女性の能力向上（女性指導者に対する研修・養成等）
14.4	男性向けの講座の実施
17.7	就業講座や起業講座等による女性の就業支援
14.0	個別相談の充実
24.5	男女共同参画社会づくりに取り組むグループ活動の支援及び交流の場や機会の提供
6.0	外国の女性たちとの交流及び国際協力活動の支援
3.3	その他（_____）
18.7	特になし
14.1 無回答	

9 男女共同参画施策について

(30) 男女共同参画に関する言葉の認知度

あなたは、次の①～⑫にあげる言葉をご存知ですか。

(○はそれぞれ1つずつ)

(○はそれぞれ1つずつ)	知 よっ くて い る	聞 い が た あ こ る と	知 ら な い	無 回 答
①女子差別撤廃条約	5.5	33.2	50.0	11.3
②男女共同参画社会基本法	7.0	41.4	40.7	11.0
③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律 (DV防止法)	27.0	49.7	13.0	10.3
④男女雇用機会均等法	36.9	43.5	9.9	9.7
⑤育児・介護休業法	37.7	45.3	6.9	10.0
⑥宮崎県男女共同参画推進条例	4.4	33.3	51.9	10.3
⑦女性のエンパワーメント (女性が力をつける こと)	2.8	21.9	65.0	10.3
⑧リプロダクティブヘルス/ライツ (性と生殖に関する女性の健康・権利)	1.6	10.3	77.7	10.4
⑨固定的性別役割分担意識	1.8	12.6	74.8	10.9
⑩積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	2.3	15.4	71.7	10.7
⑪アンペイドワーク (無償労働)	1.7	12.3	75.4	10.7
⑫ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)	9.5	19.9	60.0	10.6

(31) 男女共同参画に関する言葉を見聞きした場所

あなたは、これらの言葉をどういう場面で見たり聞いたりしましたか。

(○はいくつでも)

17.8 県や市町村が開催する研修会、フォーラム等
6.3 民間団体が開催する研修会、フォーラム等
62.5 新聞・雑誌・テレビ等のメディア
4.5 その他 (具体的に)
17.1 見たり聞いたりしたことはない

10.3 無回答

(32) 県が推進すべき男女共同参画施策について

「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、県は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。
(○は3つ)

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 38.2 | 学校教育における男女平等教育の推進 |
| 15.8 | 女性の社会的な自立を目指す講座等の推進 |
| 25.1 | 男女共同参画社会づくりについての広報・啓発活動の充実 |
| 22.4 | 福祉、健康、労働などの相談業務 |
| 52.7 | 働きやすい職場環境の整備 |
| 12.6 | 行政の審議会に女性委員を増やすなど、女性の行政への参画の推進 |
| 15.7 | 男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、教育などを行う施設の充実 |
| 42.3 | 保育・介護に関する福祉の充実 |
| 9.0 | 地域活動やボランティア活動の支援 |
| 16.0 | 市町村の推進体制の充実 |
| 1.0 | その他（具体的に) |

8.4 無回答

◎男女共同参画社会づくりに関する県の施策についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

記入もれ等がないかももう一度お確かめの上、同封の返信用封筒にて、**8月23日（月）まで**にご投函ください